

2023年2月7日

須増 伸子

1, 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナ第8波のもとで、少し減少の兆しはあるものの、死亡者数が過去最多を更新し、医療ひっ迫と高齢者施設でのクラスターの多発など深刻な事態は続いています。特に、高齢者施設でのクラスターが発生し一時期は800名を超す方々が施設内で療養され、現在でも多くの方々が施設内で療養されており、施設では、本来業務の介護サービスの提供に加え、医療的な対応もしなくてはならず、感染の危険と共に大変な負担増となっています。そして重症化してもコロナ病床に入院できない事例も起こっています。現在県は、無料検査の継続や発熱外来の休日診療体制の確保支援、高齢者施設等への検査キット配布など取り組んでいただいています。しかし、あるグループホームでは、クラスターが発生しても保健所につながらないし、つながったので、保健所に入院させてほしいと相談したが、施設内で何とかしてほしいといわれた。というお話を聞きました。高齢者施設のクラスター対策のための、保健所の体制強化と臨時医療施設の確保やクラスター対策チームの体制強化などが必要と考えます。保健福祉部長のお考えをお示してください。

政府は「5類」に移行すると発表されました。「5類への移行は、医療に対する公的な財政措置をやめていくことに他ならない」と医療現場ではすでに困惑の声が上がっています。今感染症法上の位置づけの見直しより、感染拡大や多くの方が亡くなっている中で、適切な医療を受けられるように体制を見直すことの方が大切と考えます。まずは、県として現場の状況や実態を丁寧に調査し国へ意見を伝えることが大切ではないでしょうか。保健福祉部長のお考えをお示してください。

2、中小企業への物価高騰対策について

消費者物価指数が前年同月比で4%を超えたといわれ、県民の暮らしと企業活動に深刻な影響が出ています。賃金の大幅な引き上げと底上げは、深刻な物価高騰から生活を守るためだけでなく、日本経済を立て直す上でも不可欠とおもいます。しかし、中小企業からは「原料資材と光熱費の高騰で、賃上げどころではない」と声が上がっています。中小企業への支援策を抜本的に強めていくことが欠かせないと考えます。まず、下請け企業に対する単価設定について物価高騰にかかる経費とともに賃上げを加味したものとするように指導啓発を

県としても実施してはどうか。また、新たに物価高騰対策事業所補助金の実施を国に求めるとともに、県独自にも実施するべきと考えます。さらに、補助金の対象は下限を設けず個人事業主やフリーランスも対象にすべきと考えます。併せて知事のお考えをお示してください。

3、農業支援について

地球温暖化、水不足と干ばつの頻発、人口増、土壌の劣化などにより、世界の食料危機が間近に迫り、お金を出せばいくらでも食料や生産資材が買える時代は過ぎ去ったといわれています。際限のない市場開放と輸入依存から決別し、食料主権を回復するとともに、多様な担い手が安心して生産に取り組める農業政策に転換することが必要ではないでしょうか。県の新年度の予算は国の対策の範囲を出ておらず、また、相変わらず「儲かる農業」を掲げていますが、事業継続が焦点となっている農政に対し政策がずれているのではないかと感じます。まず、国産の畜産物・牛乳、乳製品の安定供給を維持するためには、政府の経営支援策だけでは不十分であり、特に飼料の高騰分を公費により全額補填する緊急対応が必要と考えます。また、鳥インフルエンザの感染により被害を受けた農家に対しては、従来の枠組みにとられない支援が必要と考えます。さらに、一昨年から続く米価下落の独自対策の予算がなくなりましたが、新たな対策が必要ではないでしょうか。米価が下落している中で物価高騰による生産費の増加分の価格転嫁や政府による備蓄米の買入量を増加させることにより、米価の安定を図ることや所得補償政策のさらなる拡充を国に求めてはどうか。併せて農林水産部長のお考えをお示してください。

4、単県医療費公費負担制度について

(1) 心身障害者医療費公費負担制度

精神障害のある人を心身障害者医療費公費負担制度の対象者に加えることについて、一昨年11月定例会で陳情が採択されました。

精神障害のある人々は、他科受診で3割の医療費負担に苦しまれてきました。昨年11月定例会で、知事は、「市町村や医療機関等の話を丁寧に聞きながら、医療費助成も含め、精神障害者支援の在り方について、検討してまいりたい」と答弁されました。岡山市は既に約2100万円の予算規模で実施されています。検討中ということですが、改めて知事のお考えをお示してください。

(2) 小児医療費公費負担制度

小児医療費公費負担制度について、全国的には18歳まで子どもの医療費の無料化をしている自治体は3割を超え、中学生まで無料の自治体をあわせると6割を超えています。国も

子育て政策の増額を言われています。ぜひ国に子どもの医療費を無料化するよう求めるとともに、県独自に公費負担の年齢拡大を進める時と感じますが、知事のお考えをお示しく下さい。

5、防犯灯の設置について

夜間における歩行者の安全確保や、犯罪発生の防止を図るため、防犯灯が欠かせません。防犯灯の設置は電気代の負担を伴うことから、自治体により補助金制度が制定され、町内会等が設置者となり設置されています。しかし、住宅のない場所や町内会の機能していない地域などでは、通学路であっても設置が難しいことがあります。県は、今年度まで、防犯カメラ設置補助をされていました。ぜひ、県として防犯灯の設置について補助制度をつくってはどうか。県民生活部長にお聞きします。

6、横断歩道や停止線について

信号機のない横断歩道で車が歩行者を優先して一時停止する割合が県内では2021年の調査で10・3%にとどまり、全国ワーストになり話題となりました。本県の交通マナーについて議会でも議論され県警察も「ゆずる、とまる、まもる」のキャッチフレーズを設定して、啓発活動に尽力されています。一方で、横断歩道や停止線が薄れ、消えかかっている道路が目につき、自動車がそもそも横断歩道に気づけない状態のものもあります。これでは、事故や違反を誘発してしまうのではないのでしょうか。横断歩道や停止線の塗装状況の調査は実施されていますか。実施しているとすれば、県内の実態をどのように認識されているのかお示しく下さい。そして、計画的に薄い横断歩道等の塗装実施を進めるべきと考えますが、併せて警察本部長のお考えをお示しく下さい。

知事

共産党の須増議員の質問にお答えいたします。

まず、中小企業への物価高騰対策についてのご質問ですが、国において、発注元企業に対し下請取引の適正化を要請するとともに、県産業振興財団において下請相談対応を行っており、重ねて指導啓発を行うことまでは考えておりません。

また、国に対して、全国知事会を通じ、幅広い事業者への支援策の拡充を要望しておるところであり、現時点では県独自の補助金の創設は考えておりませんが、国の動向を注視しながら、引き続き、必要な支援策について検討してまいりたいと存じます。

次に、単県医療費公費負担制度についてのご質問であります。

心身障害者医療費公費負担制度についてであります。精神障害のある人に対する支援は、身近な地域で自分らしく暮らしていける仕組みづくりが重要であり、医療費助成については

その一方策と考えております。

市町村や医療機関等の話を丁寧に聞きながら、医療費助成も含め、精神障害者支援の在り方について、検討してまいりたいと存じます。

次に、小児医療費公費負担制度についてであります。子どもの医療費助成については、全国一律で実施されるべきと考えており、全国知事会を通じて国に要望しているところであります。

また、本制度については、給付と負担の公平性を図り、持続可能なものとして運用することが重要であり、助成対象年齢の拡大は、慎重に検討すべきと考えております。

以上でございます。

県民生活部長

お答えいたします。

防犯灯の設置についてのご質問であります。防犯灯は、市町村が、地域住民を犯罪から守るという観点から、町内会への補助や自ら設置することにより整備しているところであります。

このため、県としましては、補助制度の創設までは考えておりませんが、市町村に対し担当者会議等を通じて、地域住民の安全のために必要な防犯灯について、その設置を働きかけてまいりたいと存じます。

以上でございます。

保健福祉部長

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問であります。

まず、高齢者施設のクラスター対策についてであります。感染拡大期には機動的な応援により保健所の体制強化を図るなどしてきたところであり、今後とも県クラスター対策班と連携し、適切に対応してまいりたいと存じます。

また、5類移行を鑑み、臨時医療施設は考えておりませんが、幅広い医療機関での入院受入や、高齢者施設内での医療提供に対応いただけるよう、研修会の開催や感染管理支援などを行い、地域におけるクラスター対応能力の向上を図ってまいりたいと存じます。

次に、医療現場の調査等についてであります。新型コロナ患者の入院受入れや発熱外来を行っている医療機関と頻回に意見交換を行うなど、医療現場の状況や実態の把握を行っております。

位置づけの見直しにより、県民の皆様や医療機関が混乱することがないように、必要な措置について全国知事会等を通じて、国に伝えてまいりたいと存じます。

以上でございます。

農林水産部長

お答えいたします。

農業支援についてのご質問であります。飼料の価格高騰の補填については、引き続き、国の動向等を注視してまいります。

鳥インフルエンザの被害農家には、法に基づく手当金などの支給に加え、国の融資制度に対し、独自の無利子措置を講じております。

また、米については、水田農業総合支援事業を拡充し、需要拡大や作付転換等を支援することとしております。

なお、国に対しては、これまでも全国知事会を通じて、備蓄制度や農業保険の見直し等を提案してきたところであり、今後とも国や他県の動向を注視しながら、必要な提案を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

警察本部長

「横断歩道や停止線について」であります。

道路標示については、定期点検のほか、街頭活動を通じて、常時、補修等が必要な箇所の把握に努めております。

県内の道路標示は膨大な数があり、補修を要する箇所も一定数あることは承知しており、引き続き摩耗状況に応じて必要性、緊急性の高い箇所から優先順位を附して補修に努めてまいります。

以上でございます。

須増議員

ありがとうございました。

高齢者施設のクラスターの問題ですけれども、第5類に今後移行するにあたって、やはり高齢者にとってはコロナのリスクは変わらないので、高齢者施設のクラスター対策っていうのはwithコロナの社会になってもますます必要なんじゃないかと感じています。

そういう施設の中で本当に丁寧に対応していけるかどうかっていうのはすごく大切で、その時に保健所が頼りなんだと思うのです。そういう時に、医療にちゃんとかかかると同時に、保健所体制の強化がとても大事だと感じるのですけれども、今後そういう事にどのように考えておられるのか、教えてください。

保健福祉部長

再質問にお答えします。

今後の感染拡大時の保健所の体制強化というご質問だと思います。答弁の中にもありましたように、これまでの感染拡大期においても保健所の体制ではなかなか難しいような場合でも、他の部署からの機動的な人員配置によって応援体制をひいてきたところでございます。ですので、基本的には平時の体制と緊急時、危機時の体制とは分けてですね、そういった体

制がとれるように機動的に考えていくとともに、当面平時からも職員に対して必要な教育をしていくことになるかと思えます。そういったなかで、確実に高齢者施設ってというのは対応ができるのか、ということになるかと思えますが、これまでも高齢者施設のクラスター対策につきましては、施設所管課がですね業務継続の支援、例えば他の施設からの職員の応援をしてもらい、そういったこともしている他、保健所だけではなく、今申し上げた施設所管課、県のクラスター対策班が連携をして、その施設に対して感染制御をして業務継続の支援をおこなってきたところでございます。

今後はですね、平時から準備しておくことが必要かと思っておりますので、平時から地域の中核的な医療と連携することでゾーニングだとか、動線を確保するとか、職員への基本的な感染対策の周知、こういったことも引き続きやっていくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

須増議員

介護施設、高齢者施設にとってはもともと、体制がギリギリの中でコロナの方が出たら、濃厚接触をしないといけないケアの介護の現場で、本当にご苦労されたり、職員も感染を免れない状況のなかでご苦労されています。そういう中で、やはり、with コロナになったら、色々なシステムや従来の支援が無くなる中で、高齢者にとっては死亡するリスクを抱えるような現場でご苦労されるのは変わらないと思うので、その部分は、本当にとても大事なことでと思うのです。

保健師さんは過労死寸前、過労死ラインを超えた業務をずっと繰り返しておられて、やっと5類になるから軽減されるのかと思えば、実はそうでもないっていうお話も聞いたので、体制、平時のときも大事だっておっしゃったのですけれども、整えていくってことが、保健所体制。まあ、保健所自体は県は所長さんはまだ空白のままだったりしますし、本当にそこは大事だと思うのですけれども、決意のほどをお願いします。

保健福祉部長

再質問にお答えいたします。

施設なり保健所なり、ギリギリの体制でやっていく中で、今後本当にそのような体制でできるのかっていう事だと思えます。

まず施設に関してでございます。施設に関してはやはり、介護報酬だとか報酬系でこの感染対策に対して十分対応できるような分が無いんじゃないかという思いは私どもにもありまして、そういったものに関しては全国知事会を通じて声を上げていかないといけないな、というふうに考えているところでございます。

保健師が過労死っていうことでございますけれども、保健師に限らず県の職員が過労死ラインに至るっていうことはあってはならないことでございます。そういったことで、今般のコロナ対策においてもそういったことが起こらないように充分機動的な人員配置を県の保

健所ではやらせて頂いたと認識しているところでございますけれども、足りないところがあるようであれば、改めてしっかりとそういったことには注意を払って対応していきたいと思
います。